

袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（案）
の逐条解説

第 1 条（趣旨）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、袖ヶ浦市交流センター（以下「交流センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

本条は、この条例の趣旨について規定するものです。

【解説】

この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公の施設である交流センターの設置及び管理に関すること並びに交流センターで実施する事業に関し必要な事項を定めることを趣旨としています。

関係法令

○地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 （略）

第2条（定義）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 地域コミュニティ 地域における地縁団体（自治会、子ども会、PTAその他地縁により形成された住民を主体とする団体をいう。）、市民活動団体（NPO、ボランティア団体その他地縁に捉わられることなく共通の関心又は分野により形成された市内で活動する団体をいう。）及び事業者（市内において事業活動を行う者をいう。）をいう。
- (3) 協働 地域コミュニティ及び市が共通の目的を達成するために、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚した上で、相互の自主性及び主体性を尊重しながら協力し、又は連携することをいう。
- (4) まちづくり 地域課題の解決を図り、より住みやすい地域社会を形成することをいう。

【趣旨】

本条は、この条例における用語の意義について規定するものです。

【解説】

交流センターは、袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例（平成29年条例第10号。以下「協働のまちづくり条例」という。）第3条の基本理念に基づき、協働によるまちづくりを推進するため、その活動拠点とすることから、この条例における用語について、協働のまちづくり条例第2条の定義を参考に、用語の意義を定めるものです。

関係条例

○袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者（以下「住民」という。）又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 地縁団体 自治会、子ども会、PTAその他地縁により形成された住民を主体とする団体をいう。
- (3) 市民活動団体 NPO、ボランティア団体その他地縁に捉われることなく共通の関心又は分野により形成された市内で活動する団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 地域コミュニティ 地域における地縁団体、市民活動団体及び事業者をいう。
- (6) 市 市長その他の市の執行機関をいう。
- (7) 協働 地域コミュニティ及び市が共通の目的を達成するために、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚した上で、相互の自主性及び主体性を尊重しながら協力し、又は連携することをいう。
- (8) まちづくり 地域課題の解決を図り、より住みやすい地域社会を形成することをいう。

（基本理念）

第3条 市民、地域コミュニティ及び市は、次に掲げる基本理念に基づき、協働によるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 市民の地域コミュニティへの参加の促進 地域コミュニティ及び市は、市民が地域コミュニティに参加しやすい環境をつくること。
- (2) 地域コミュニティの連携の促進 地域コミュニティは、それぞれの持ち味を活かし、相互に連携すること。

- (3) 地域コミュニティと市の協働の推進 地域コミュニティ及び市は、互いの特性及び立場を尊重し、適切な役割分担の下で協働すること。

第3条（設置）

（設置）

第3条 市は、地域コミュニティの活性化に関し、社会教育に関する事業等と一体的に取り組むことにより、協働によるまちづくりを推進するため、その活動拠点として、交流センターを設置する。

【趣旨】

本条は、交流センターを設置することについて規定するものです。

【解説】

交流センターの設置について定めるものです。交流センターは、協働のまちづくり条例第8条に規定する市の責務（地域コミュニティの活性化に資する施策の推進や地域コミュニティによるまちづくりの支援、協働によるまちづくりを円滑に推進するための環境の整備に努めることなど）や第12条に規定する拠点づくり（市民相互の交流や地域コミュニティの活動、連携等を行うための施設の整備など）を行います。また、社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づき実施される社会教育に関する活動や公民館の事業等と、情報共有や連携した取組を進めることにより、市民、地縁団体、市民活動団体、事業者と協働のまちづくり条例に規定する3つの基本理念に基づく協働によるまちづくりを推進するため、その活動拠点として設置するものです。

関係条例

○袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者（以下「住民」という。）又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 地縁団体 自治会、子ども会、PTAその他地縁により形成された住民を主体とする団体をいう。
- (3) 市民活動団体 NPO、ボランティア団体その他地縁に捉われることなく共通の関心又は分野により形成された市内で活動する団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 地域コミュニティ 地域における地縁団体、市民活動団体及び事業者をいう。
- (6) 市 市長その他の市の執行機関をいう。
- (7) 協働 地域コミュニティ及び市が共通の目的を達成するために、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚した上で、相互の自主性及び主体性を尊重しながら協力し、又は連携することをいう。
- (8) まちづくり 地域課題の解決を図り、より住みやすい地域社会を形成することをいう。

（基本理念）

第3条 市民、地域コミュニティ及び市は、次に掲げる基本理念に基づき、協働によるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 市民の地域コミュニティへの参加の促進 地域コミュニティ及び市は、市民が地域コミュニティに参加しやすい環境をつくること。
- (2) 地域コミュニティの連携の促進 地域コミュニティは、それぞれの持ち味

を活かし、相互に連携すること。

- (3) 地域コミュニティと市の協働の推進 地域コミュニティ及び市は、互いの特性及び立場を尊重し、適切な役割分担の下で協働すること。

(市の責務)

第8条 市は、本市のまちづくりに関する基本的な構想及び計画を示し、総合的かつ計画的に各種の施策を推進するものとする。

2 市は、地域における情報を収集し、地域コミュニティの活性化に資する施策を推進するとともに、地域コミュニティによるまちづくりを支援するものとする。

3 市は、協働によるまちづくりを円滑に推進するための環境の整備に努めるとともに、協働に当たっては、第3条の基本理念を踏まえ適切に役割及び責任を分担するものとする。

4 市は、市の職員に対し、協働によるまちづくりに関する理解を促進し、知識及び技能を習得させるものとする。

(拠点づくり)

第12条 地域コミュニティ及び市は、市民相互の交流並びに地域コミュニティの活動及び連携等を行うための施設を整備し、又は場を提供するよう努めるものとする。

関係法令

○社会教育法（抜粋）

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。

- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 （略）

（公民館の事業）

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

一 定期講座を開設すること。

二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。

六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

第4条（名称及び位置）

（名称及び位置）

第4条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
袖ヶ浦市昭和交流センター	袖ヶ浦市坂戸市場1566番地
袖ヶ浦市長浦交流センター	袖ヶ浦市蔵波513番地1
袖ヶ浦市根形交流センター	袖ヶ浦市下新田1277番地
袖ヶ浦市平岡交流センター	袖ヶ浦市野里1563番地1
袖ヶ浦市平川交流センター	袖ヶ浦市横田115番地1

【趣旨】

本条は、交流センターの名称及び位置について規定するものです。

【解説】

交流センターの設置に当たり、その名称や位置について定めるものです。交流センターは、公民館施設を市長部局へ移管し設置するものであり、その名称は、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が地区を限定せずに集い、交流し、互いに連携・協力し活動することにより、この施設が市内の各地区においてセンター（中心的な役割）となることを考え、「交流センター」と冠しています。なお、その位置については、袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（昭和49年条例第33号）第2条第2項に規定されたものと同様です。

関係法令

○社会教育法（抜粋）

（公民館の設置者）

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2・3 （略）

関係条例

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（抜粋）

（設置）

第2条 市は、社会教育の振興並びに市民の生活文化の向上と福祉の増進を図るため、公民館並びに市民会館を袖ヶ浦市に設置する。

2 公民館並びに市民会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
袖ヶ浦市平川公民館	袖ヶ浦市横田115番地1
袖ヶ浦市民会館	袖ヶ浦市坂戸市場1566番地
袖ヶ浦市長浦公民館	袖ヶ浦市蔵波513番地1
袖ヶ浦市根形公民館	袖ヶ浦市下新田1277番地
袖ヶ浦市平岡公民館	袖ヶ浦市野里1563番地1

第5条（サブセンター）

（サブセンター）

第5条 袖ヶ浦市平川交流センターにサブセンターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富岡サブセンター	袖ヶ浦市吉野田622番地2

【趣旨】

本条は、平川交流センターにサブセンターを設置すること等について規定するものです。

【解説】

現在設置されている平川公民館富岡分館について、平川公民館を交流センター化することに伴い、平川交流センターのサブセンターとして取

り扱い、その名称や位置について定めるものです。

関係法令

○社会教育法（抜粋）

（公民館の設置者）

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

関係条例

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（抜粋）

（分館の設置）

第2条の2 平川公民館に分館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富岡分館	袖ヶ浦市吉野田6 2 2 番地 2

第6条（管理者）

（管理者）

第6条 交流センターの管理者は、市長とする。

【趣旨】

本条は、交流センターの管理者について規定するものです。

【解説】

公の施設の設置及び管理に関する事項に関し、交流センターの管理者は、市長であることを定めるものです。

関係法令

○地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 （略）

関係条例

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（抜粋）

（管理）

第3条 公民館及び市民会館の管理者は、袖ヶ浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

第7条（職員）

（職員）

第7条 交流センターに、それぞれ所長その他の職員を置く。

【趣旨】

本条は、交流センターに職員を置くことについて規定するものです。

【解説】

公の施設の設置及び管理に関する事項は、地方自治法の規定により条例で定める必要があることから、交流センターの管理・運営に関し、それぞれ所長や必要な職員を配置することを定めるものです。

関係法令

○地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 （略）

関係条例

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（抜粋）

（職員）

第4条 公民館及び市民会館に、それぞれ館長その他の職員を置く。

第8条（事業）

（事業）

第8条 交流センターの事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民及び地域コミュニティによるまちづくりの支援に関すること。
- (2) 協働のまちづくりの推進に当たり、地域課題の解決に向けた取組に関すること。
- (3) 交流センターの施設又はその附属設備（以下「交流センターの施

設等」という。)の提供に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、交流センターの設置目的を達成するために必要な事業

【趣旨】

本条は、交流センターにおいて行う事業について規定するものです。

【解説】

<第1号関係>

市民と、地縁団体、市民活動団体及び事業者といった地域コミュニティ、協働のまちづくり条例第15条に規定する地域まちづくり協議会によるまちづくりについての活動を支援することを定めるものです。

<第2号関係>

市民のニーズが複雑化、多様化していることに伴い、地域コミュニティ又は市の一方だけでは解決することが難しい地域の課題が生じており、その解決に当たっては、市民や地域コミュニティとの協働により推進していくことが必要になります。そのため、第1号における市民や地域コミュニティの活動の支援を行うだけでなく、市自らも各分野における地域課題の解決に向けた取組について、市民や地域コミュニティとの協働や、教育委員会や公民館が行う社会教育に関する活動とも連携し行うことを定めるものです。

<第3号関係>

施設等の提供については、これまで公民館で行っていましたが、現にある公民館施設を交流センター化することにより、交流センターの施設等の提供を行うことから、その規定を定めるものです。

<第4号関係>

第1号から第3号までに規定する事業のほかに、地域コミュニテ

ィの活性化等に資する事業を行うことを定めるものです。

関係条例

○袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者（以下「住民」という。）又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 地縁団体 自治会、子ども会、P T Aその他地縁により形成された住民を主体とする団体をいう。
- (3) 市民活動団体 N P O、ボランティア団体その他地縁に捉われることなく共通の関心又は分野により形成された市内で活動する団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 地域コミュニティ 地域における地縁団体、市民活動団体及び事業者をいう。
- (6) 市 市長その他の市の執行機関をいう。
- (7) 協働 地域コミュニティ及び市が共通の目的を達成するために、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚した上で、相互の自主性及び主体性を尊重しながら協力し、又は連携することをいう。
- (8) まちづくり 地域課題の解決を図り、より住みやすい地域社会を形成することをいう。

（市民の役割）

第4条 市民は、地域コミュニティに自主的かつ主体的に参加し、まちづくりに関わるよう努めるものとする。

2 市民は、自らがまちづくりの担い手であることを認識し、まちづくりへの理解

を深め、意識の向上に努めるものとする。

(地縁団体の役割)

第5条 地縁団体は、自らの地域における情報を収集し、課題を把握するとともに、他の地域コミュニティと連携し、又は市と協働して、地域の特性を活かしたまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2 地縁団体は、自らの地域における住民相互の交流及び連携を促進するよう努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第6条 市民活動団体は、その活動する分野における知識、専門性等を活かし、他の地域コミュニティと連携し、又は市と協働して、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、市民に対し、その活動への参加の機会を提供するとともに、広報活動等を通じて、その活動内容が理解されるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、地域社会との連携を深めるとともに、その事業活動の特性、専門性等を活かし、地域の活性化及びまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

(地域まちづくり協議会)

第15条 住民及び地縁団体は、自らの地域におけるまちづくりを推進するための組織（以下この条において「地域まちづくり協議会」という。）を設立することができる。

2 地域まちづくり協議会は、当該地域の市民及び地域コミュニティにより組織するものとする。

3 市は、地域まちづくり協議会の設立、運営及び活動に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

第9条（施設の共用）

（施設の共用）

第9条 市長は、袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（昭和49年条例第33号）第6条に規定する事業を実施するため、交流センターを使用に供するものとする。

【趣旨】

本条は、袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例第6条に規定した事業の実施に当たり、交流センターを使用に供することを規定するものです。

【解説】

交流センター内に公民館の組織・機能を有し引き続き公民館事業を行うことから、その事業を行う際に交流センターを使用できることを定めるものです。

関係条例

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（抜粋）

（事業）

第6条 公民館及び市民会館は、社会教育法第22条に規定する事業のほか、公共の福祉増進のための施設の提供に供する事業を行う。

関係法令

○社会教育法（抜粋）

（公民館の事業）

第二十二條 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。
一 定期講座を開設すること。

- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

第 10 条（開館時間）

（開館時間）

第 10 条 交流センターの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開館時間を午後 9 時まで（6 月 1 日から 9 月 30 日までの期間にあっては、午後 9 時 30 分まで）延長することができる。

【趣旨】

本条は、交流センターの開館時間について規定するものです。

【解説】

公の施設の設置及び管理に関する事項は、地方自治法の規定により条例で定める必要があることから、交流センターの開館時間を定めるものです。

< 第 1 項関係 >

交流センターの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとすることを定めるものです。

< 第 2 項関係 >

前項の規定があるものの、公民館の使用と同様に、午後 5 時を過ぎても予約がある場合等は開館していることから、市長が必要と認めるときは、開館時間を午後 9 時まで延長できることとし、6 月 1 日から

9月30日までの期間においては、午後9時30分まで延長できることを定めるものです。

関係法令

○地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 （略）

関係例規

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則（抜粋）

（開館時間）

第2条 袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

2 夜間使用の場合は、午後9時までとする。ただし、6月1日から9月30日までの期間においては、午後9時30分までとする。

第11条（休館日）

（休館日）

第11条 交流センターの休館日は、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

【趣旨】

本条は、交流センターの休館日について規定するものです。

【解説】

公の施設の設置及び管理に関する事項は、地方自治法の規定により条例で定める必要があることから、交流センターの休館日は、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとします。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができることを定めるものです。

関係法令

○地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 （略）

関係例規

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則（抜粋）

（休館日）

第3条 公民館及び市民会館の休館日は、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

第 12 条（使用の許可）

（使用の許可）

第 12 条 交流センターの施設等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に管理上必要な条件を付することができる。

【趣旨】

本条は、交流センターの施設等の使用の許可について規定するものです。

【解説】

交流センターは地方自治法の規定により設置される、市民の利用に供するという一定の行政目的を持った公の施設であり、その使用関係の設定は使用許可という行政処分によって行われることから、以下の規定を定めるものです。

< 第 1 項関係 >

交流センターの施設等を使用する場合には、あらかじめ市長の許可を受けなければならないことを定めるものです。

< 第 2 項関係 >

市長は、交流センターの施設等の使用を許可するに当たり、管理上必要な条件を付することができることを定めるものであり、その条件とは、袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則（昭和 49 年教育委員会規則第 4 号）第 20 条に規定する遵守事項を想定しています。

関係法令

○地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 (略)

関係例規

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（抜粋）

（使用の許可）

第7条 公民館並びに市民会館の施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、公民館及び市民会館の管理上必要な条件を付することができる。

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則（抜粋）

（遵守事項）

第20条 使用者及び入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 入館人員は、収容定員を超えないこと。
- (2) あらかじめ指定された場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (3) 建物その他の物件をき損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 許可を受けないで、物品の販売をしないこと。
- (6) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (7) 特に許可を受けたもののほか、所定の場所に備え付けた物件を移動しないこと。
- (8) その他職員の指示に違反し、公民館並びに市民会館の秩序をみだす行為をしないこと。

第 13 条（使用の制限）

（使用の制限）

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交流センターの施設等の使用を許可しないことができる。

- (1) その使用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) その使用が交流センターの設置の目的に反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援することを目的とするおそれがあると認められるとき。
- (5) その他交流センターの管理上支障があると認められるとき。

【趣旨】

本条は、交流センターの施設等の使用の制限について規定するものです。

【解説】

交流センターは地方自治法の規定により設置される、市民の利用に供するという一定の行政目的を持った公の施設であり、その管理については、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 8 条に規定されているように、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければなりません。

また、行政財産は、地方公共団体の行政目的達成のための物的手段であり、その存在目的に従って適正かつ効率的な管理として、財産に対し必要な修繕又は改良を加え、常に良好な状況において使用できるようにする必要があります。

そのため、適正かつ効率的な管理の妨げになるなど以下に該当する

場合には、施設等の使用を許可しないものとすることを定めるものです。

< 第 1 号関係 >

その使用が公序良俗を害するおそれがあると認められるとき。

< 第 2 号関係 >

その使用が第 3 条（設置）の規定内容に反するおそれがあると認められるとき。

< 第 3 号関係 >

袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

< 第 4 号関係 >

公民館施設は交流センター化することにより、社会教育法第 23 条第 2 項の適用を受けない施設となりますが、現にある施設等を引き続き使用するものであり、その利用も大きく変更しないことから、憲法第 89 条の規定を鑑みるとともに、社会教育法第 23 条第 2 項の規定に関する内容はこの条例において引き続き制限するものとなります。

< 第 5 号関係 >

第 1 号から第 4 号までの規定に該当しない場合であっても、交流センターの管理上支障があると認められるときは使用を制限するものとし、具体的には、使用を定期的に継続して行う場合や、営業活動や販促活動等のうち一部の活動等を想定しています。

関係法令

○地方自治法（抜粋）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 （略）

○地方財政法（抜粋）

（財産の管理及び運用）

第八条 地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

○日本国憲法（抜粋）

（公の財産の用途制限）

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

○社会教育法（抜粋）

（公民館の運営方針）

第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

(1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

(2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

関係条例

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（抜粋）

（使用の制限）

第8条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合には、公民館及び市民会館施設等の使用を許可しないことができる。

- (1) その使用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その使用が公民館及び市民会館の設置の目的に反すると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他公民館及び市民会館の管理上支障があると認められるとき。

○袖ヶ浦市暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

第 1 4 条（使用許可の取消し等）

（使用許可の取消し等）

第 1 4 条 市長は、第 1 2 条第 1 項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第 1 2 条第 2 項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (5) その他交流センターの管理上支障があると認められたとき。

2 前項の規定により使用者において損害を生ずることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

【趣旨】

本条は、交流センターの施設等の使用許可の取消し等について規定するものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

使用者が第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する場合には、市長は、使用者に対して使用の取消し、制限、停止をすることができることを定めるものです。

< 第 2 項関係 >

前項の規定により使用者に損害が生じた場合でも、市は、使用者に生じた損害に関し賠償の責めを負わないことについて、行政実例（昭和 3 8 年 1 2 月 1 9 日付け自治丁行発第 9 3 号）を参考に定めるものです。

関係法令

○地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 （略）

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2～6 （略）

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8 （略）

9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

関係条例

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（抜粋）

（使用の許可の取消し等）

第9条 教育委員会は、第7条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当する場合は、その使用を制限し、又はその許可を取り消し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 第7条第2項の規定による使用の条件に違反したとき。
 - (3) 前条各号のいずれかに該当するとき。
 - (4) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
 - (5) その他公民館及び市民会館の管理上支障があると認められるとき。
- 2 前項の規定により使用者において損害を生ずることがあっても教育委員会は、その賠償の責を負わない。

行政実例

自治丁行発第93号

昭和38年12月19日

各都道府県総務部長あて

行政課長

行政財産の使用許可の取消しと損失補償

問 法第238条の4第5項の規定により、県が公用又は公共の用に供するために行政財産の使用許可を取り消したときは普通財産における第238条の5第3項に相当する規定がないので、県はこの取消によつて生じた損失を補償する必要はないと考えてよいか。

答 許可するに当り取消によつて生じた損失を補償しない旨の条件を附することが適当である。

第 15 条（使用料）

（使用料）

第 15 条 使用者は、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 に定める使用料を納入しなければならない。

【趣旨】

本条は、使用者が交流センターの施設等を使用する際の使用料について規定するものです。

【解説】

使用料は地方自治法第 225 条の規定を根拠として徴収するものであり、使用者が納入する使用料を別表第 1 から第 3 までに定めるものとします。なお、現にある施設等を引き続き使用するものであり、その利用も大きく変更させないことから、使用料は「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例」に規定する使用料から変更しないものとします。

関係法令

○地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 （略）

（使用料）

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収すること

ができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2・3 (略)

関係条例

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（抜粋）

(使用料)

第15条 使用者は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める使用料を納入しなければならない。

第16条（使用料の徴収）

(使用料の徴収)

第16条 使用料は、使用の許可と同時に徴収する。

2 市長は、国又は地方公共団体その他これに類する団体に使用の許可をした場合は、前項の規定にかかわらず、別に納期を指定して徴収することができる。

【趣旨】

本条は、使用料の徴収について規定するものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

使用料は、公の施設の使用としてその使用者から徴収する金銭であることから、使用の許可と同時に徴収することを定めるものです。

< 第 2 項関係 >

市長は、国又は地方公共団体その他これに類する団体に使用の許可をした場合は、別に納期を指定して徴収することができることを定めるものです。

関係法令

○地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 （略）

（使用料）

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料については全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合において

は、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2・3 (略)

関係条例

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（抜粋）

（使用料の徴収）

第16条 使用料は、使用の許可と同時に徴収する。

2 国又は地方公共団体その他これに類する団体に使用許可した場合は、前項の規定にかかわらず、別に納期を指定して徴収することができる。

第17条（使用料の減免）

（使用料の減免）

第17条 市長が特に必要があると認めるときは、第15条の使用料の額を減額し、又は免除することができる。

【趣旨】

本条は、使用料の減免について規定するものです。

【解説】

市長は特に必要があると認めるときは、使用料の減額又は免除することができることを定めるものです。

なお、使用料の減額又は免除については、公民館施設を交流センター化するものの現にある施設等を引き続き使用するものであり、その利用も大きく変更させないことから、「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則」に規定する内容等から変更しないものとします。

関係法令

○地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 （略）

（使用料）

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2・3 （略）

関係例規

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（抜粋）

（使用料の減免）

第17条 教育委員会が特に認めるときは、第15条の使用料の額を減額し、又はその使用料の額を免除することができる。

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則（抜粋）
（使用料の減免）

第14条 条例第17条の規定による使用料の減免は、別表に定めるところによる。

2 市内の公共的団体、社会教育関係団体、地域コミュニティ団体、福祉団体、NPO法人、高齢者団体及び障害者福祉団体が減免を受けようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ登録をしなければならない。

別表（第14条関係）

使用区分	減免する額
(1)市（市の行政機関及び市が加入している一部事務組合等を含む。）が、主催又は共催するとき。	全額
(2)国又は他の地方公共団体が、行政目的のために使用するとき。	全額
(3)市内の幼稚園、保育所、保育園、認定子ども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校が、教育又は保育活動で使用するとき。	全額
(4)市内の公共的団体が、市の行政活動に協力する目的で使用するとき。	全額
(5)市内の社会教育関係団体が、その目的のために使用するとき。	全額
(6)市内の地域コミュニティ団体が、その目的のために使用するとき。	全額
(7)市内の福祉団体、NPO法人が、その目的のために使用するとき。	全額
(8)市内の高齢者団体が、その目的のために使用するとき。	全額
(9)市内の障害者福祉団体が、その目的のために使用するとき。	全額
(10)その他使用目的の公益性から教育委員会が必要と認めるとき。	その都度決定する。

備考1～6 （略）

第 18 条（使用料の不還付）

（使用料の不還付）

第 18 条 既に徴収した使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない事由その他相当の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

【趣旨】

本条は、使用料の不還付等について規定するものです。

【解説】

使用料の納入は、物的役務の利用という認識しやすい客観的事実により当然に発生するものであることから、既に徴収した使用料は還付しないことを定めるものです。ただし、使用者の責めに帰することができない事由であった場合等は、使用料の全部又は一部を還付することができることを定めるものです。

なお、使用料の還付については、現にある施設等を引き続き使用するものであり、その利用も大きく変更させないことから、「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則」に規定する内容等から変更しないものとします。

関係法令

○地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 （略）

関係例規

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（抜粋）

（使用料の不還付）

第18条 既に徴収した使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときには、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他使用者の責によらない理由により使用ができなかったとき。
- (2) 教育委員会が公用又は公共用その他やむを得ない理由により使用を取り消し、又は使用を中止したとき。
- (3) 使用者が使用期日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき。

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則（抜粋）

（使用料の還付）

第16条 条例第18条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第18条第1号に該当するとき 全額
 - (2) 条例第18条第2号に該当するとき 状況によりその都度教育委員会が定める。
 - (3) 条例第18条第3号に該当するとき 半額
- 2 条例第9条の規定により教育委員会がその使用を制限し、又はその許可を取り消し、若しくは停止させた場合は、前項の場合に準じ、その都度状況に応じて教育委員会が定める。

第 19 条（使用期間）

（使用期間）

第 19 条 交流センターの施設等は、同一使用者が同一施設等を引き続き 3 日以上にわたって使用することはできない。ただし、市長が特に必要と認めるとき、又は交流センターの管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、交流センターの施設等の使用期間について規定するものです。

【解説】

交流センターの施設等は市民の利用に供するための施設であることから、公民館施設と同様に、引き続き 3 日以上使用することができないことを定めるものです。ただし、使用に当たって、市長が特に必要と認める場合や管理上支障がないと認めるときは、3 日以上にわたって使用できるものとしています。なお、引き続き 3 日以上とは、途切れなく 3 日以上使用することを言います。

関係法令

○地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 （略）

関係条例

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（抜粋）

（使用期間）

第10条 公民館及び市民会館は同一使用者が同一施設を引き続き3日以上にわたって使用することはできない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるとき、又は公民館及び市民会館の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

第20条（目的外使用等の禁止）

（目的外使用等の禁止）

第20条 使用者は、第12条第1項の規定により使用の許可を受けた目的以外に交流センターの施設等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

【趣旨】

本条は、交流センターの施設等の目的外使用等を禁止することについて規定するものです。

【解説】

使用者は、第12条第1項の規定により使用の許可を受けた目的以外に、交流センターの施設等を使用すること、また、その権利を他者に譲渡や転貸してはならないことを定めるものです。

関係法令

○地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例で

これを定めなければならない。

2～11 (略)

関係条例

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（抜粋）

（目的外使用、権利譲渡等の禁止）

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外に公民館及び市民会館を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

第21条（模様替え等）

（模様替え等）

第21条 使用者が交流センターの施設等の使用に際しこれを模様替えし、又は設備等を附加しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

【趣旨】

本条は、使用者が交流センターの施設等の模様替え等を行う場合の許可について規定するものです。

【解説】

地方公共団体の財産は、住民の負担に基づき形成されたものであり、住民の税等の負担が形を変えたものといえます。したがって、その管理については、地方財政法第8条に規定されているように、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければなりません。また、行政財産は、地方公共団体の行政目的達成のための物的手段であり、その存在目的に従って適正かつ効率的な管理として、財産に対し必要な修繕又は改良を加え、常に良好な状況において使用できるようにする必要があります。

そのため、交流センターの施設等の使用に際して模様替えや設備等を追加しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならないことを定めるものです。

関係法令

○地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 （略）

○地方財政法（抜粋）

（財産の管理及び運用）

第八条 地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

関係条例

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（抜粋）

（模様替え等）

第12条 使用者が公民館及び市民会館の使用に際しこれを模様替えし、又は設備等を追加しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

第 2 2 条（原状回復）

（原状回復）

第 2 2 条 使用者は、第 1 2 条第 1 項の規定により使用の許可を受けた交流センターの施設等の使用を終了したとき（第 1 4 条第 1 項の規定により使用の許可の取消し又は制限若しくは停止があったときを含む。）は、直ちに原状に復さなければならない。

2 使用者が、前項に規定する義務を履行しない場合においては、市長が執行し、その費用を当該使用者から徴収する。

【趣旨】

本条は、使用者が交流センターの施設等を使用した際の原状回復について規定するものです。

【解説】

地方公共団体の財産は、住民の負担に基づき形成されたものであり、住民の税等の負担が形を変えたものといえます。したがって、その管理については、地方財政法第 8 条に規定されているように、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければなりません。また、行政財産は、地方公共団体の行政目的達成のための物的手段であり、その存在目的に従って適正かつ効率的な管理として、財産に対し必要な修繕又は改良を加え、常に良好な状況において使用できるようにする必要があることから、以下の規定を定めるものです。

< 第 1 項関係 >

使用者は、使用を終了したとき（使用の取消し、許可の制限や停止があったときを含む。）に、使用前の現状に回復しなければならないことを定めるものです。

< 第 2 項関係 >

前項に規定する原状回復を行わない場合には、市長がそれを行い、

その費用を使用者から徴収することを定めるものです。

関係法令

○地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 （略）

○地方財政法（抜粋）

（財産の管理及び運用）

第八条 地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

関係条例

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（抜粋）

（原状回復）

第13条 使用者は、その使用を終了したとき（第9条の規定により使用について制限又は許可の取り消し、若しくは停止があったときを含む。）は、直ちに原状に復さなければならない。

2 使用者が、前項に規定する義務を履行しない場合においては、教育委員会が執行し、その費用を使用者から徴収する。

第 2 3 条（損害賠償）

（損害賠償）

第 2 3 条 交流センターの施設、設備、備品等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、交流センターの施設、設備、備品等を損傷等した際の賠償について規定するものです。

【解説】

地方公共団体の財産は、住民の負担に基づき形成されたものであり、住民の税等の負担が形を変えたものといえます。したがって、その管理については、地方財政法第 8 条に規定されているように、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければなりません。また、行政財産は、地方公共団体の行政目的達成のための物的手段であり、その存在目的に従って適正かつ効率的な管理として、財産に対し必要な修繕又は改良を加え、常に良好な状況において使用できるようにする必要があります。

そのため、使用者に限らず、交流センターの施設、設備、備品等の汚損、損傷又は滅失による損害は故意、過失を問わず、原因者が損害賠償責任を負うことを定めるものです。ただし、原因者が賠償責任を免れる特別な理由があると市長が認めたときは、この限りでないことを定めるものです。

関係法令

○地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 (略)

○地方財政法（抜粋）

（財産の管理及び運用）

第八条 地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

関係条例

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（抜粋）

（損害賠償）

第14条 使用者は、公民館及び市民会館の施設等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

第24条（委任）

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることについて規定するものです。

【解説】

細目的な事項については、地方自治法第15条第1項の規定により、規則を制定して委任することを定めるものです。

関係法令

○地方自治法（抜粋）

（規則）

第十五条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

2 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第〇号）による改正前の袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（準備行為）

3 第12条から第19条まで及び第21条の規定による交流センターの施設等の使用等に関する事務その他必要な準備行為は、この条例の施行前において行うことができる。

【趣旨】

本附則は、この条例を施行するために必要な付随的事項を規定するものです。

【解説】

< 第1項関係 >

この条例の施行日について令和6年4月1日と規定するものです。

< 第 2 項関係 >

この条例の施行前に「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例」の規定に基づきなされた使用の許可等の処分等に関する取り扱いについて定めるものです。

< 第 3 項関係 >

交流センターの施設等の使用の許可や使用料に関すること等その他必要な行為は、この条例の施行日前でも行うことができることを定めるものです。

別表第 1 (第 15 条関係)

別表第 1 (第 15 条関係)				
袖ヶ浦市昭和交流センター				
施設区分		使用時間区分	午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間につき
		1 階	会議室	
	研修室		2 3 0 円	3 5 0 円
	調理実習室		6 5 0 円	9 1 0 円
	和室 1		2 3 0 円	3 5 0 円
	和室 2		2 3 0 円	3 5 0 円
	大ホール (楽屋 1・2、ホワイエ等を含む。)		5, 7 4 0 円	8, 6 2 0 円
	大ホール (舞台のみを使用する場合)		1, 7 2 0 円	2, 5 8 0 円
2 階	会議室 1		3 4 0 円	3 7 0 円
	会議室 2		3 4 0 円	3 7 0 円

	講義室	340円	370円
	和室	230円	350円
	研修室	650円	910円
3階	中ホール	1,230円	1,840円
レストラン（厨房、パントリー、倉庫、パッケージ室を含む。）		1月につき 215,000円	

袖ヶ浦市長浦交流センター

施設区分		使用時間区分	午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
1階	多目的ホール		1,230円	1,840円
	多目的室		650円	910円
2階	会議室1		340円	370円
	会議室2		340円	370円
	和室1		230円	350円
	和室2		230円	350円
	創作室		340円	370円
	視聴覚室		650円	910円
	調理実習室		650円	910円
	研修室1		340円	370円
	研修室2		340円	370円

袖ヶ浦市根形交流センター

施設区分		使用時間区分	午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
1階	野外ステージ		650円	910円
	多目的ホール		1,230円	1,840円
2階	会議室		340円	370円

	講義室	340円	370円
	研修室	340円	370円
	和室	230円	350円
	アトリエ	340円	370円
	調理実習室	650円	910円
	視聴覚室	650円	910円

袖ヶ浦市平岡交流センター

施設区分		使用時間区分	午前9時から午後5時 時まで1時間につき	午後5時から午後9時 時まで1時間につき
1階	多目的ホール		1, 230円	1, 840円
	会議室		230円	350円
2階	会議室1		340円	370円
	会議室2		340円	370円
	和室		340円	370円
	研修室		650円	910円
	調理実習室		650円	910円
	視聴覚室		650円	910円

袖ヶ浦市平川交流センター

施設区分		使用時間区分	午前9時から午後5時 時まで1時間につき	午後5時から午後9時 時まで1時間につき
1階	体育室		1, 840円	2, 760円
	会議室		340円	370円
	多目的室		650円	910円
2階	視聴覚室		650円	910円
	会議室1		230円	350円
	会議室2		230円	350円
	保育室		230円	350円

	和室	340円	370円
	調理実習室	650円	910円

袖ヶ浦市平川交流センター富岡サブセンター

施設区分	使用時間区分	午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
	多目的ホール		1,230円
会議室		340円	370円
和室		340円	370円
調理実習室		650円	910円

備考

- 1 使用料は、1時間当たりの使用料（以下「単位使用料」という。）に使用時間数を乗じて算定する。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、当該端数は1時間とみなす。
- 3 使用に当たって、使用時間が使用時間区分をまたがる場合の使用料については、それぞれの使用時間区分ごとの使用時間数（1時間未満の端数が生じたときは、当該端数は1時間とみなす。）に単位使用料を乗じた上、その額を合算して算定する。
- 4 市民でない者が使用する場合の単位使用料は、当該単位使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- 5 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の単位使用料は、当該単位使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- 6 単位使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その都度これを切り捨てる。
- 7 6月1日から9月30日までは、「午後9時」を「午後9時30分」とする。

【趣旨】

本表は、各交流センターの使用料について規定するものです。

【解説】

現にある施設等を使用することから、使用料は「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例」に規定する使用料から変更しないものとします。

関係条例

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（抜粋）

別表第1（第15条関係）

市民会館

区分	午前9時から午後5時まで 1時間につき	午後5時から午後9時まで 1時間につき
1階		
会議室	340円	370円
研修室	230円	350円
調理実習室	650円	910円
和室1	230円	350円
和室2	230円	350円
大ホール（楽屋 1・2、ホワイ エ等含む。）	5,740円	8,620円
大ホール（舞台 のみを使用する 場合）	1,720円	2,580円
2階		

会議室 1	3 4 0 円	3 7 0 円
会議室 2	3 4 0 円	3 7 0 円
講義室	3 4 0 円	3 7 0 円
和室	2 3 0 円	3 5 0 円
研修室	6 5 0 円	9 1 0 円
3 階		
中ホール	1, 2 3 0 円	1, 8 4 0 円
レストラン（厨房、パントリー、倉庫、パッケージ室含む。）	1 月につき 2 1 5, 0 0 0 円	

平川公民館

区分	午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間につき
1 階		
体育室	1, 8 4 0 円	2, 7 6 0 円
会議室	3 4 0 円	3 7 0 円
多目的室	6 5 0 円	9 1 0 円
2 階		
視聴覚室	6 5 0 円	9 1 0 円
会議室 1	2 3 0 円	3 5 0 円
会議室 2	2 3 0 円	3 5 0 円
保育室	2 3 0 円	3 5 0 円
和室	3 4 0 円	3 7 0 円
調理実習室	6 5 0 円	9 1 0 円

長浦公民館

区分	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで
----	------------------	------------------

	1時間につき	1時間につき
1階		
多目的ホール	1, 230円	1, 840円
多目的室	650円	910円
2階		
会議室1	340円	370円
会議室2	340円	370円
和室1	230円	350円
和室2	230円	350円
創作室	340円	370円
視聴覚室	650円	910円
調理実習室	650円	910円
研修室1	340円	370円
研修室2	340円	370円

根形公民館

区分	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
	1時間につき	1時間につき
1階		
野外ステージ	650円	910円
多目的ホール	1, 230円	1, 840円
2階		
会議室	340円	370円
講義室	340円	370円
研修室	340円	370円
和室	230円	350円
アトリエ	340円	370円
調理実習室	650円	910円

視聴覚室	650円	910円
------	------	------

平岡公民館

区分	午前9時から午後5時まで 1時間につき	午後5時から午後9時まで 1時間につき
1階		
多目的ホール	1,230円	1,840円
会議室	230円	350円
2階		
会議室1	340円	370円
会議室2	340円	370円
和室	340円	370円
研修室	650円	910円
調理実習室	650円	910円
視聴覚室	650円	910円

平川公民館富岡分館

区分	午前9時から午後5時まで 1時間につき	午後5時から午後9時まで 1時間につき
多目的ホール	1,230円	1,840円
会議室	340円	370円
和室	340円	370円
調理実習室	650円	910円

備考

- 1 使用料は、1時間当たりの使用料（以下「単位使用料」という。）に使用時間数を乗じて算定する。
- 2 本市の住民でない者（本市に存する事業所等に勤務する者を除く。）が使用する場合の単位使用料は、規定使用料の5割に相当する額を加算した額とする。

- 3 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の単位使用料は、前2項の単位使用料に規定使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- 4 単位使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その都度これを切り捨てる。
- 5 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。
- 6 6月1日から9月30日までは、「午後9時」を「午後9時30分」とする。

別表第2（第15条関係）

別表第2（第15条関係）

体育室又は多目的ホールをアマチュアスポーツとして使用する場合（冷房又は暖房を使用しない場合に限る。）

施設区分		使用時間区分	午前9時から 午後5時まで 1時間につき	午後5時から 午後9時まで 1時間につき
袖ヶ浦市平川交流センター	体育室（全面）		530円	680円
	体育室（片面）		260円	340円
袖ヶ浦市長浦交流センター	多目的ホール		280円	390円
袖ヶ浦市根形交流センター				
袖ヶ浦市平岡交流センター				
袖ヶ浦市平川交流センター富岡サブセンター				

備考

- 1 使用料は、単位使用料に使用時間数を乗じて算定する。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、当該端数は1時間とみなす。
- 3 使用に当たって、使用時間が使用時間区分をまたがる場合の使用料については、それぞれの使用時間区分ごとの使用時間数（1時間未満の端数が生じたときは、当該端数は1時間とみなす。）に単位使用料を乗じた上、その額を合算して算定する。
- 4 市民でない者が使用する場合の単位使用料は、当該単位使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- 5 単位使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その都度これを切り捨てる。
- 6 6月1日から9月30日までは、「午後9時」を「午後9時30分」とする。

【趣旨】

本表は、体育室又は多目的ホールをアマチュアスポーツとして使用する場合（冷房又は暖房を使用しない場合に限る。）の使用料について規定するものです。

【解説】

現にある施設等を使用することから、使用料は「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例」に規定する使用料から変更しないものとします。

なお、冷房又は暖房を使用する場合の使用料は、別表第1の使用料を適用するものとします。

関係条例

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（抜粋）

別表第2（第15条関係）

体育室又は多目的ホールをアマチュアスポーツとして使用する場合（冷房又は暖房を使用しない場合に限る。）

施設区分		午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
平川公民館	体育室 (全面)	530円	680円
	体育室 (半面)	260円	340円
長浦公民館	多目的ホ ール	280円	390円
根形公民館			
平岡公民館			
平川公民館富岡分館			

備考

- 1 使用料は、1時間当たりの使用料（以下「単位使用料」という。）に使用時間数を乗じて算定する。
- 2 本市の住民でない者（本市に存する事業所等に勤務する者を除く。）が使用する場合の単位使用料は、規定使用料の5割に相当する額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。
- 4 6月1日から9月30日までは、「午後9時」を「午後9時30分」とする。

別表第3（第15条関係）

別表第3（第15条関係）		
附属設備使用料その1		
品名	単位	使用料 (1時間につき)
ピアノ	1台	440円
エレクトーン	1台	440円
第1ボーダーライト	1式	890円
第1サスペンションライト		
第2ボーダーライト		
第2サスペンションライト		
ホリゾントライト		
シーリングライト		
フロントサスペンションライト		
ステージスポットライト		
マイクロホン	1本	80円
ビデオプロジェクター	1台	440円
CDプレーヤー	1台	220円
CD・MDプレーヤーコンポ	1台	220円
ブルーレイレコーダー	1台	220円
スクリーン	1面	70円
反響板	1式	520円
三点吊りマイク	1式	440円
拡声装置	1台	220円
大ホール拡声装置	1式	520円
ステージスピーカー	1式	130円
はね返りスピーカー	1式	50円

指揮者台	1 台	2 0 円
指揮者用譜面台	1 台	2 0 円
譜面台	1 台	1 0 円
平台	1 枚	3 0 円
大ホール講演台	1 台	1 3 0 円

附属設備使用料その 2

品名	単位	使用料 (1 回当たり)
陶芸窯 (素焼き)	1 台	1, 0 0 0 円
陶芸窯 (本焼き)	1 台	2, 0 0 0 円

備考

- 1 平台には、箱足及び開き足を含む。
- 2 大ホール講演台には、司会者台及び花台を含む。
- 3 使用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、当該端数は 1 時間とみなす。

【趣旨】

本表は、附属設備の使用料について規定するものです。

【解説】

現に附属する設備を使用することから、使用料は「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例」に規定する使用料から変更しないものとします。

関係条例

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例 (抜粋)

別表第 3 (第 1 5 条関係)

附属設備使用料

品名	単位	使用料 (1時間につき)
ピアノ	1台	440円
エレクトーン	1台	440円
第1ボーダーライト	1式	890円
第1サスペンションライト		
第2ボーダーライト		
第2サスペンションライト		
ホリゾンライト		
シーリングライト		
フロントサスペンションライト		
フットライト		
ステージスポットライト	1台	40円
レコードプレーヤー	1台	220円
テープレコーダー	1台	220円
マイクロホン	1本	80円
16ミリ映写機	1台	220円
スライド映写機	1台	220円
ビデオプロジェクター	1台	440円
ビデオデッキ	1台	220円
CDプレーヤー	1台	220円
CD・MDプレーヤーコンボ	1台	220円
DVDプレーヤー	1台	220円
LDプレーヤー	1台	220円
ブルーレイレコーダ	1台	220円
スクリーン	1面	70円
反響板	1式	520円

三点吊りマイク	1 式	4 4 0 円
拡声装置	1 台	2 2 0 円
大ホール拡声装置	1 式	5 2 0 円
ステージスピーカー	1 式	1 3 0 円
はね返りスピーカー	1 式	5 0 円
チェロ	1 台	4 4 0 円
コントラバス	1 台	4 4 0 円
クラリネット	1 本	4 4 0 円
オーボエ	1 本	4 4 0 円
ファゴット	1 本	4 4 0 円
チューバ	1 台	4 4 0 円
シンバル	1 組	4 4 0 円
ティンパニー	1 台	4 4 0 円
指揮者台	1 台	2 0 円
指揮者用譜面台	1 台	2 0 円
譜面台	1 台	1 0 円
平台	1 枚	3 0 円
大ホール講演台	1 台	1 3 0 円
屏風	1 双	2 6 0 円

附属設備使用料その 2

品名	単位	使用料 (1 回当たり)
陶芸窯 (素焼き)	1 台	1, 0 0 0 円
陶芸窯 (本焼き)	1 台	2, 0 0 0 円

備考

- 1 平台には箱足、開足を含む。
- 2 大ホール講演台には司会者台、花台を含む。

3 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。